

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社 代表取締役 松田 芳明
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和 元年 8月 6日
令和 8年 6月30日

複写禁止

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、
「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず」、がれき類 以上10種類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)
(自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成 4年 7月 1日 新規許可

(2) 平成 9年 7月 1日 更新許可

(3) 平成10年 1月 6日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」を追加

(4) 平成14年 7月 1日 更新許可

(5) 平成14年10月 9日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に廃油を追加

(6) 平成16年 1月19日 再交付

・代表者氏名の変更

(7) 平成19年 7月19日 更新許可

(8) 平成24年 7月10日 更新許可・優良認定

(9) 平成27年 4月 8日 変更許可

- ・取り扱う産業廃棄物の種類に紙くず、木くずおよびがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）を追加

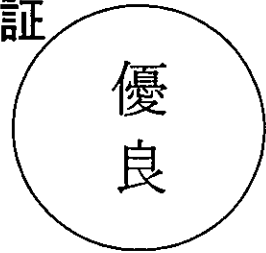
(10) 令和 元年 8月 6日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

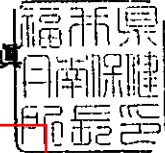


住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社 代表取締役 松田 芳明
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県丹南保健所長 武藤



許可の年月日 平成25年11月30日

許可の有効年月日 平成32年11月29日

複写禁止

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンもしくは1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物もしくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物もしくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、チウラム、シマジンまたはチオベンカルブを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃ポリ塩化ビフェニル等
ポリ塩化ビフェニル汚染物
以上6種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとにそれぞれ積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ（積替えまたは保管を行う場合に限る。）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成 5 年 11 月 30 日 新規許可
- (2) 平成 10 年 11 月 30 日 更新許可
- (3) 平成 15 年 11 月 30 日 更新許可
- (4) 平成 19 年 6 月 21 日 変更許可

複写禁止

- ・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1・2-ジクロロエタンを含むことのみにより有害なもの）、汚泥（トリクロロエチレンを含むことのみにより有害なもの）を追加
- (5) 平成 20 年 11 月 30 日 更新許可
- (6) 平成 25 年 11 月 30 日 更新許可・優良認定
- (7) 平成 27 年 4 月 8 日 変更許可
- ・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンまたは1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの）、廃酸（セレンまたはその化合物を含むことのみにより有害なもの）、廃アルカリ（セレンまたはその化合物を含むことのみにより有害なもの）、汚泥（有機燐化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブもしくはセレンまたはその化合物を含むことのみにより有害なもの）を追加
- (8) 平成 28 年 3 月 14 日 変更許可
- ・ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を追加

5. 積替え許可の有無

福井県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無